

取扱区分：「公開」

令和元年第10回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年10月10日(木) 10時02分

於：周南市役所 2階 共用会議室 G

# 令和元年第 10 回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年10月10日(木) 午前10時02分 ~ 10時45分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 G

### 3 会議に付した議案

議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
報告第40号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第41号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	12件
報告第42号	非農地証明について	8件

### 4 出席委員

第2番 田中 榮作 君	第3番 高橋 恵 君
第5番 秋 貞 啓子 君	第7番 山崎 光夫 君
第9番 岩田 実 君	第10番 藤原 典子 君
第12番 林 俊一 君	第13番 竹安 昌巳 君
第14番 歳光 時正 君	第16番 笠井 保雄 君 (職務代理者)
第17番 西田 孝美 君 (会長)	

### 5 欠席委員

第1番 藤井 孝 君	第4番 佐伯 伴章 君
第6番 徳本 勉 君	第8番 弘中 壽 君
第11番 松田 孝行 君	第15番 原田 雅之 君

6 事務局職員

局 長	山 本 博 彦	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中11名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番藤井 孝委員、第4番佐伯 伴章委員、第6番徳本 勉委員、第8番弘中 壽委員、第11番松田 孝行委員、第15番原田 雅之委員の6名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、令和元年第10回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第12番、林 俊一委員、第5番、秋貞 啓子委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第38号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の1、227平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、体調不良、高齢のため耕作管理して

おらず、譲受人は、自宅の近くで、農業ができ、拡大を図るため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約60アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番秋貞です。

秋貞 啓子委員

1番の案件について、ご報告させていただきます。

譲受人が住職をしている寺のすぐそばの現地は、譲受人と共に10月9日に確認、譲渡人とは10月1日に電話で確認いたしました。

譲渡人は、高齢となり管理が難しくなってきたということで、若い譲受人に管理をお願いしたいとのことでした。

譲受人も農業をやってみたいと意欲的でしたので、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の1, 185平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、利用権により譲受人に耕作してもらった農地であり、譲受人は、自宅前で管理が容易であることから、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約185アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番の竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第38号、2番について、現地確認と意思確認を行いましたので、ご報告いたします。

まず、当該申請地の位置については、先ほど、事務局よりの説明の通りです。

申請地の現況は、水稻が作付けされ、刈取・収穫されており、適正に維持管理されてきました。

次に、所有者である譲渡人とは、9月30日に電話で意思確認を行いました。

十数年前より、利用権設定により譲受人に耕作をお願いしていたが、今後、自ら耕作することは困難であり、来年3月で契約期間満了を期に、今回譲渡するとの事でした。

次に、譲受人とは、9月28日に自宅前の現地で立会し、申請書および営農計画書により、確認をしました。

永年、利用権設定で、耕作してきたが、譲渡人よりの申出により、自宅前で所有農地にも隣接し、通作、管理に問題ないことから、取得する事とした。との事で、現状の経営規模は161アールで、トラクター、田植機、コンバ

イン、軽トラ、糶摺り機、乾燥機等を所有され、作業従事もご夫婦で従事するとの事で、問題ないと思われます。

ご審議の程、宜しくお願ひします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませぬか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませぬか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページ、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請人は、岩国市に居住の方です。

申請地において、永年、梅を栽培・採取してきましたが、高齢になり遠方から通いで管理もままならない状況であり、負担を減らすため、今後は植樹を行い、適切に管理していきたいとのことです。

申請地は、●●支所から南東へ約950メートルに位置し、所在は、大字●●字●●●589番、地目は「田」、地積は254平方メートルです。

こちらが、地籍図です。

次に、土地利用計画図です。サクラ2本、カエデ3本、計5本を植樹する予定です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その

他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、7月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。令和元年8月21日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番、歳光でございます。

歳光 時正委員

議案第35号農地法第4条の規定による許可申請番号1について、10月2日に現地調査を行いましたので報告致します。

申請人には出会えませんでしたので、電話で話を聞きました。

今回の申請は、7月の委員会で農業振興地域整備計画の変更について報告をしている案件であります。

現地は、●●地区の圃場整備地から外れた所に在り、現在はウメが植えてありますが今回サクラ、カエデ約5本を254平方メートルの内に植える予定であります。

調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思います。

よろしくご審議を願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）



事務局次長

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページ、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案6件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請人は、市内の寺の住職です。

現在、寺の参拝用駐車場は5台分の広さしか無く、参拝者が多い時は、路上駐車せざるを得ず、申請地は、寺に近く、道路にも面しており、15台分の駐車区画が確保できることから、この度購入するものです。

譲渡人は、高齢で体調不良もあり、今後管理、維持していくことが困難となったため、申請人の申し出に応じたものです。

申請地は、●●支所から南西へ約240メートルに位置し、所在は、大字●●●字●●●1293番1、地目は「田」、地積は963平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、概ね300メートル以内に支所がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、道路側溝への排出です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申

請地が農業振興地域内の農用地であり、7月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。令和元年8月21日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。  
以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の秋貞です。

秋貞 啓子員

40号議案、1番の案件について、ご報告させていただきます。

譲受人が、住職をしている寺のすぐそばにある現地を駐車場として使いたいということで、今回譲り受けたいとの申し出がありました。

譲渡人とは、10月1日に電話にて、譲受人とは10月9日に現地を確認いたしました。

譲渡人は高齢のため管理が難しいので、お寺のために使ってほしいとのことでした。

譲受人は、お寺のすぐそばで、使わせていただきたいとのことでしたので、ご検討よろしくをお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住する方です。

申請地は、山林に接しており、クヌギ約30本を植樹して、管理するものです。

譲渡人は、高齢のため今後維持管理が困難であり、申請人は、譲渡人からの強い要望を受けて贈与を受けるものです。

申請地は、●●支所から南へ約600メートルに位置し、所在は、大字●●字●●●877番、地目は「畑」、地積は317平方メートルです。

こちらが、分間図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、自然流下による排水です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

藤原 典子委員

10番の藤原です。

2番について、ご報告いたします。

申請地は、●●山の裾部分で、その先には住宅が広がっています。

昔は地区の人、数人で畑を作られた、斜面に向かって縦長に分筆されている段々畑です。

当事者に確認の電話をしました。

譲受人の方は、申請地から100メートルのところに住居があり、申請地の両方の畑を所有されており、現在申請地の草取りもされているとのことでした。

今後、譲り受けた場合は、クヌギを30本植えたい、あまり高くないようすることや災害等にならないように管理したい。

譲渡人についてですが、奥さんと二人暮らし、子供も遠方、高齢で奥さんも耕作できないということでした。

奥さんによると、急傾斜地でケガとかしたらいけないので、譲渡人には畑仕事に行ってもほしくない、と言われておりました。

譲渡人に意思確認したところ、自分はまだ果樹を栽培していきたいので、譲渡すことには、していないと言われていました。

以上です、審議のほどよろしくお願いします。

議長（西田会長）

これでは、審議にならないので、継続審議にさせてください。

議案第40号2番につきまして、継続審議にさせていただきます。

（異議なしの声あり）

続きまして、議案第40号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積447.00平方メートル発電出力49.5キロワットの太陽光パネル288枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、農業後継者もおらず、農作業の負担を軽減させるため、今回の申請になったものです。

申請地は、●●総合支所から南西へ約400メートルに位置し、所在は、大字●●●字●●●2801番1、地目は「田」、地積は1,282平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設のある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路以外の水路への排出です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番の竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第40号3番について、現地確認と意思確認を行いましたので、報告いたします。

まず、申請地の位置等につきましては、事務局よりの説明のとおりです。

申請地の現況は、水稻が作付されて刈取り収穫がされ、適当に維持管理がされてきました。

次に所有者である譲渡人とは、10月3日に電話で意思確認を行いました。

利用権設定により、農地の維持管理をお願いしてきたが、後継者もなく今後とも将来的農地の維持管理が困難であると考え、今回売却することにした、とのことでした。

次に譲受人とは、10月5日に現地で立会し、関係書類により確認を行いました。

日照量も十分に取れ好条件、好立地であり購入を決めたということで、今後とも太陽光発電に取り組み環境問題に取り組んでいきたい、とのことでした。

事務局の説明にもありましたが、パネル288枚、パワコン容量49.5キロワットで、雨水は自然流下で農業用排水路への放流となっています。

除草管理等につきましてお聞きしますと、適正に維持管理するとのことでした。

た。

その他資金計画、土地利用計画も添付され、支障ないものと思われます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、4番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社役員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、JR山陽本線戸田駅から南へ約200メートルに位置し、所在は大字●●字●●3465番、地目は「田」、地積は1,223平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です。

岩田 実委員

議案第40号4番について、補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

10月6日、譲渡人と現地確認及び意思確認をしました。

地目は田で、面積は1,223平方メートルで2枚の水田です。

現状は、10年前ぐらいから作付けされておらず、自己管理水田として草刈りだけは行っておられました。

耕作が困難で、以前から売却したいと希望していたところへ、太陽光発電業者から譲り受けの要望があり、譲り渡すとのことでした。

譲受人とは、10月9日電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書・事業計画書・土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

事務局次長

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、5番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社役員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しております。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、JR山陽本線戸田駅から南東へ約180メートルに位置し、所在は、大字●●字●●3414番、地目は「田」、地積は2,224平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

なお、申請地の一部約25.97平方メートルにおいて、隣接する譲渡人以外の農地への通路としても利用されており、無断転用にあたりますので、譲渡人から農地法を遵守する旨の始末書が、令和元年9月20日付けで提出されています。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。



農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です。

岩田 実委員

議案第40号5番について、補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

10月3日譲渡人と現地において、現地確認と意思確認をしました。

地目は田で、2,224平方メートルです。

現状は耕作されておらず、年3～4回の草刈りを行うそうです。

周辺農地の方から草刈りを催促されても、高齢ですぐには出来ず、困っていたところへ、譲受人である太陽光発電業者から売買の話があり、売却を決めたとのことでした。

譲受人とは、10月4日電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

事務局次長

議案第40号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、6番についてご説明いたします。

申請人は、栃木県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積375.64平方メートル、発電出力38.5キロワットの太陽光パネル196枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも近接しています。道路から申請地までの資材等の搬入は、赤線を通り人力施工で行います。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●支所から南東へ約360メートルに位置し、所在は、大字●●字●●704番3、地目は「田」、地積は813平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。  
以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です。

岩田 実委員

議案第40号6番について、補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

10月1日、譲渡人と現地で意思確認をしました。

地目は田で、813平方メートルです。

現状は、10年前から作付けされておらず、草が茂っていました。

申請地での耕作管理が困難となっていたところ、譲受人から要望があったため、売却を決めたとのことでした。

譲受人とは、10月2日電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第40号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願い

いします。

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

報告第40号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページから7ページをお願いします。

報告第41号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は12件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

報告第42号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第42号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第10回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年10月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 林 俊 一

委 員 秋 貞 啓 子